別紙1

３川健障福第 577 号　令和３年９月 30 日　市長決裁

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準

（目的）

第１条　この基準は、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則 61 号）第 27 条、川崎市知的障害者福祉法施行細則（昭和 47 年規則第 58 号）第６条に基づき、次の各号に掲げる費用の支弁基準を定める。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費

（２）知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する職親委託費

（３）第１号の支弁対象となる施設等を運営する法人（以下「事業者」という。）に対して、川崎市が法外で加算する施設経営調整加算（定率加算、実績加算、支援体制加算、負担軽減加算）

（用語の意義）

第２条　次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「介護給付費、特例介護給付費」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援に要する費用をいう。

（２）「訓練等給付費、特例訓練等給付費」とは、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助に要する費用をいう。

（３）「定率加算」とは、入所者等の処遇向上を図ることを目的に、川崎市として第２条第１号から第２号に掲げる給付費に上乗せして支弁する加算をいう。

（４）「実績加算」とは、支援の必要性が高い入所者等を受け入れた場合に、対象者１人について、単価に利用回数を乗じて算出する加算をいう。

（５）「支援体制加算」とは、専門的なケアを要するため、職員体制を確保している場合に、入所者１人について、日額単価に利用日数を乗じて算出する加算をいう。

（６）「負担軽減加算」とは、利用者の負担増に配慮負担軽減を図る加算をいう。

（７）「サポートプラン作成支援費」とは、利用（予定）者がサポートプラン実施者である場合に適宜作成にあたって必要な支援を行った場合に算出する加算をいう。

（８）「災害時個別避難計画作成費」とは、災害時の障害者の避難や安否確認等を目的として、災害時の避難に関する計画を作成した場合に、対象者１人について、算出する加算をいう。

（９）前各号に定めがないものは、法及び関係法令で使用する用語の例による。

（支弁基準及び端数処理）

第３条　支弁基準は、別表のとおりとする。

２　算出結果に端数が生じたときは、１円未満を切り捨てる。

（支弁方法）

第４条　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び負担軽減加算（日用品費加算を除く。）については、「全国標準支払システム」を通じ、定率加算、実績加算、支援体制加算、負担軽減加算のうち日用品費加算については、「かながわ自立支援給付費等支払システム」を通じて支弁する。ただし、職親委託費については、当面の間、それら代表者等からの請求に基づき支弁する。

（申請）

第５条　実績加算のうち医療支援加算を受けようとする事業者は、実績加算該当者申請書（第１号様式）に、当該加算に該当する旨を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　支援体制加算を受けようとする事業者は、支援体制加算該当施設申請書（第２号様式）に、職員体制

を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

（認定）

第６条　市長は、前条第１項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、認定を行い、事業者に対しその旨を実績加算該当者認定通知書（第４号様式）により通知しなければならない。

２　市長は、前条第２項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、認定を行い、事業者に対しその旨を支援体制加算該当施設認定通知書（第５号様式）により通知しなければならない。

（変更申請）

第７条　前条第１項の規定に基づく認定を受けた事業者が、その内容を変更する場合、実績加算該当者変更申請書（第７号様式）により市長に申請しなければならない。

２　前条第２項の規定に基づく認定を受けた事業者が、その内容を変更する場合、支援体制加算該当施設変更申請書（第８号様式）により市長に申請しなければならない。

（変更認定）

第８条　市長は、前条第１項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、変更認定を行い、事業者に対しその旨を実績加算該当者変更認定通知書（第９号様式）により通知しなければならない。

２　市長は、前条第２項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めたときは、変更認定を行い、事業者に対しその旨を支援体制加算該当施設変更認定通知書（第 10 号様式）により通知しなければならない。

（算定の開始時期等）

第９条　事業者は、第６条及び第８条の規定に基づき認定を受けた加算については、第５条及び第７条の規定に基づく申請が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。ただし、別途通知を行う場合はこの限りでない。

２　当該加算が算定されなくなった事実が発生した日から当該加算の算定は行わないものとする。

３　実績加算のうち行動障害加算・重複障害加算・重度障害加算については、障害福祉サービス受給者証に当該加算に該当する旨が明記されている利用者を受け入れた場合に算定する。

（市外施設）

第 10 条　本市以外の地方公共団体が所管する施設に対しては、当該施設を所管する地方公共団体との協議のうえ、当該団体の定めるところにより支弁する。

（不正利得の徴収）

第 11 条　市長は、偽りその他不正の手段により費用の支弁を受けた者があるときは、その者から、その額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

２　市長は、事業者が、偽りその他不正の行為により費用の支弁を受けたときは、その事業者に対し、その支払った額につき返還させることができる。

（委任）

第 12 条　この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附　則

１　この支弁基準は、平成 18 年４月１日から実施する。

２　この要綱の制定に伴い、「川崎市支援費及び処遇改善費支弁基準」は廃止する。

附　則

この要綱は、平成 18 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 19 年 10 月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 29 年５月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 30 年 10 月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 31 年５月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年 10 月１日から施行する。ただし、第２条第１項第８号の規定は、令和３年 12 月１日より施行する。

別表（第３条関係）

１－１　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費

項目	内容等
支弁対象者	国が定める基準による。
経費の使途	
各月の支弁額	

１－２　職親委託費

項目	内容等
支弁対象者	国が定める基準による。
経費の使途	
各月の支弁額	32,000 円

２－１　定率加算（市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。）

対象となるサービスの種類	生活介護、短期入所（医療型を除く。）、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型
支弁額	給付費等（加算を除く。）に 2.5％を乗じた額（ただし、短期入所は５％を乗じた額）

２－２　実績加算（市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。）

加算の種類	内　容	単　価	対象となるサービスの種類
①行動障害加算	障害支援区分３以上で、かつ認定調査項目のうち行動関連項目（９項目）の合計点数が６点以上の行動障害のある利用者を受け入れた場合に加算	3,720 円 （１日につき）	生活介護 短期入所（医療型を除く。） 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型
②重複障害加算	知的障害者であり、かつ身体障害者手帳１級	2,970 円	生活介護

	又は２級を所持している利用者を受け入れた場合に加算	（１日につき）	短期入所（医療型を除く。） 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援Ｂ型
③重度障害加算	重複障害加算の対象者で、身体障害１級（上下肢障害、体幹機能障害及び運動機能障害に限る。）を所持し、障害支援区分５及び６の利用者を受け入れた場合に加算	1,650 円 （１日につき）	生活介護 短期入所（医療型を除く。） 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型
④医療支援加算	看護師を常勤換算で１人以上配置している施設が経管栄養や気管切開の処理等の医療的ケアが常時必要な利用者を受け入れた場合に加算	3,310 円 （１日につき）	生活介護 施設入所支援 機能訓練
⑤送迎加算	日常的に通所困難な者で、送迎サービス利用登録している通所施設の利用者または、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び療養介護利用者で他の障害福祉サービス事業所で日中活動を行うために送迎を実施した利用者について、下記分類に応じて加算 （分類） ［居宅と事業所との間の送迎を行った場合（ドアツードア方式）］ １　送迎加算Ⅰについては法に規定する送迎加算を 49 単位算定している場合に加算 ２　送迎加算Ⅱについては法に規定する送迎加算を 21 単位算定している場合に加算 ３　送迎加算Ⅲについては法に規定する送	送迎加算Ⅰ 200 円 送迎加算Ⅱ 270 円 送迎加算Ⅲ 410 円 送迎加算Ⅳ 400 円 送迎加算Ⅴ 130 円 送迎加算Ⅵ	療養介護 生活介護 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型

	迎加算を 10 単位算定している場合に加算 ４　送迎加算Ⅳについては上記１から３を算定できないが、居宅と事業所との間の送迎を実施した場合に加算 ［集合場所等と事業所との間の送迎を行った場合（ポイント送迎方式）］ ５　送迎加算Ⅴについては法に規定する送迎加算を 21 単位算定している場合に加算 ６　送迎加算Ⅵについては法に規定する送迎加算を 10 単位算定している場合に加算 ７　送迎加算Ⅶについては上記５及び６を算定できないが、集合場所等と事業所との間の送迎を実施した場合に加算 ※請求時に算定した加算の種別を記載した実績記録票を提出すること	270 円 送迎加算Ⅶ 400 円 （片道につき）	
⑥入浴加算	入浴サービスの提供が利用計画に位置付けられている利用者について加算 ※請求時に実績記録票を提出	400 円 （１日につき）	生活介護 機能訓練
⑦療養介護加算（一般分）	市内施設における療養介護事業の利用者について加算	川崎市児童入所施設等支弁基準において定める額に準じる	療養介護
⑧超重症者・準超重症者加算	市内施設における療養介護事業の利用者で、医療スコア 10 点以上の利用者について加算	川崎市児童入所施設等支弁基準において定める額に準じる	療養介護
⑨単独型短期入所加算	市内単独型短期入所事業所（経営の安定に要する費用に対して本市の補助金が交付されている事業所を除く。）で、利用者を受け入れた場合に加算	3,200 円 （１日につき）	短期入所（医療型を除く。）
⑩初期加算	短期入所事業所の新設日から１年間に限り、利用者を受け入れた場合に加算	1,200 円 （１日につき）	短期入所

⑪地域移行支援加算	退所をした後に地域生活をするに至った入居者 ※同一の利用者に対して、１回しか算定できないものとする。 ※退所して病院又は診療所へ入院する場合、他の社会福祉施設等へ入所する場合、死亡退所の場合は、算定できないものとする。	308,616 円 （１月につき）	障害者支援施設

２－３　支援体制加算（市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。）

加算の種類	内　容	単　価	対象となるサービスの種類
①健康管理加算	健康管理加算Ⅰ 看護職員を常勤換算で１人以上配置して、利用者の健康管理を行っている施設・事業所の定員区分に応じ、全利用者に対して加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定） ※看護職員の配置が常勤的非常勤（１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む）に該当する場合、当該加算単価を７割に減じた額を加算 ※施設入所支援については、当該事業所において日中活動が行われていない日のみ算定可 ※生活介護の常勤看護職員等配置加算Ⅰを算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算。常勤看護職員等配置加算Ⅱ又はⅢを算定している場合には、当該加算の算定はできない。 ※生活訓練・宿泊型自立訓練の看護職員配置加算を算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算	健康管理加算Ⅰ 利用定員～20 人 580 円 利用定員 21～40 人 520 円 利用定員 41～60 人 460 円 利用定員 61～80 人 400 円 利用定員 81 人～ 340 円 健康管理加算Ⅱ 利用定員～20 人 640 円 利用定員 21～40 人 600 円 利用定員 41～60 人	生活介護 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型

	健康管理加算Ⅱ 看護職員を常勤換算で２人以上配置するか、１人以上配置かつ医療支援加算対象者が２人以上の事業所において、利用者の健康管理を行っている施設・事業所の定員区分に応じ、全利用者に対して加算 ※施設入所支援については、当該事業所において日中活動が行われていない日のみ算定可 ※生活介護の常勤看護職員等配置加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢを算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算。 ※生活訓練・宿泊型自立訓練の看護職員配置加算を算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算	560 円 利用定員 61～80 人 520 円 利用定員 81 人～ 480 円 （１日につき）	
②栄養管理加算	栄養士を常勤換算で１人以上配置して、利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っている施設・事業所の全利用者に対し加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定） ※同一事業所において施設入所支援を併用している場合は除く	300 円 （１日につき）	生活介護 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型
③食事指導加算	生活支援員による食事中の見守りや指導を行う体制を整えている施設・事業所の全利用者に対して加算（当面の間の経過措置） ※食事の提供を受けていることを前提とする	短期入所 450 円 施設入所支援・宿泊型自立訓練 250 円 その他 200 円	生活介護 短期入所 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援Ｂ型

２－４　負担軽減加算

加算の種類	内　容	単　価	対象となるサービスの種類
①日用品費加算	療養介護および施設入所（児童福祉法から転換した施設に限る）に入所する 20 歳未満の利用者の処遇に要する日用品費の実費負担分について、3,000 円を上限に加算	上限 3,000 円 （１月につき）	療養介護 施設入所 （ただし、児童福祉法から転換した施設に限る。）
②就労移行支援負担軽減加算	就労移行支援事業を利用する場合に、月額負担額が０円となるよう加算する		就労移行支援
③就労継続支援負担軽減加算	就労継続支援Ｂ型事業を利用する場合に、月額負担額が０円となるよう加算する。		就労継続支援Ｂ型

２－５　サポートプラン作成支援費

加算の種類	内　容	単　価	対象となるサービスの種類
サポートプラン作成支援費	利用（予定）者が、セルフプラン実施者である場合に適宜作成にあたって必要な支援を行った場合に算出する ※同一の利用者に対して、同月に複数回、サポートプランを作成した場合についても、１回しか算定できないものとする。 ※月の初日に作成した場合は、当月に算定するものとし、初日以外に作成した場合は、翌月に算定するものとする。	5,500 円 （１回につき）	生活介護 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援Ａ型 就労継続支援Ｂ型 就労定着支援 療養介護

２－６　災害時個別避難計画作成費

加算の種類	内　容	単　価	対象となるサービスの種類
災害時個別避難計画作成費	災害時の障害者の避難や安否確認等を目的として、災害時の避難に関する計画を作成した場合 ※同一の利用者に対して、同月に複数回、災害時個別避難計画を作成した場合についても、１回しか算定できないものとする。 ※同一の利用者に対して、同月に複数回、災害時個別避難計画を作成した場合についても、１回しか算定できないものとする。 ※月の初日に作成した場合は、当月に算定するものとし、初日以外に作成した場合は、翌月に算定するものとする。 ※事業所の変更等が生じた場合は、利用者同意のもと、引き継ぐものとする。	7,000 円（１回につき）	生活介護 機能訓練 生活訓練 就労移行支援 就労継続支援Ａ型 就労継続支援Ｂ型 就労定着支援

２－７　身体・知的障害者支援施設運営費（市外施設に限る。）

項目	内容等
支弁対象者	当該施設を所管する地方公共団体が定める基準による。
経費の使途	
各月の支弁額の算式	

（第１号様式）

年度医療支援加算該当者申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名
事業所番号

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第５条第１項に基づき、医療支援加算が算定できる利用者を受け入れているので、次のとおり申請します。

１　対象となるサービス種類
□　生活介護　　□　施設入所支援　　□　機能訓練

２　加算該当者
・　別紙「該当者名簿」のとおり

３　添付書類
・　医師の指示書または診療情報提供書
※　主治医から医療的ケアの必要性、指示内容、頻度を記入してもらうこと

（第２号様式）

年度支援体制加算該当施設申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名
事業所番号

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第５条第２項に基づき、支援体制加算が算定できる体制を整えているので、次のとおり申請します。

１　健康管理加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 類型　（ □ Ⅰ型　□ Ⅰ型（常勤的非常勤※）　□ Ⅱ型 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 施設入所支援　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

※　常勤的非常勤とは、１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

２　栄養管理加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

３　食事指導加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 短期入所　□ 施設入所支援　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

４　加算にかかる人員の内訳（１事業所で複数サービスが対象の場合は合計人数を記入すること）

		看護師		栄養士		生活支援員（食事中）	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常　勤（人）						
	非常勤（人）						
常勤換算後の人数（人）							

５　添付書類
- 勤務形態一覧（サービス種類ごと）
- 看護師、栄養士の資格証（写し）

（第４号様式）

第　　号
年　月　　日

年度医療支援加算該当者認定通知書

住　　所
法 人 名
代表者名　　様
施 設 名
事業所番号

川崎市長　　印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第６条第１項に基づき、医療支援加算が算定できる利用者は別紙のとおりであると認定します。

認定年月日　　年　　月　　日

（第５号様式）

第　　号
年　月　　日

年度支援体制加算該当施設認定通知書

住　　所
法 人 名
代表者名　　様
施 設 名
事業所番号

川崎市長　　印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第６条第２項に基づき、体制支援加算が算定できる体制を整えていると認定します。

１　健康管理加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　類型　（　□　Ⅰ型　□　Ⅰ型（常勤的非常勤※）　□　Ⅱ型　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　施設入所支援　□　機能訓練　□　生活訓練
□　宿泊型自立訓練　□　就労継続支援Ｂ型　）

※　常勤的非常勤とは、１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

２　栄養管理加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　機能訓練　□　生活訓練　□　宿泊型自立訓練
□　就労継続支援Ｂ型　）

３　食事指導加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　短期入所　□　施設入所支援　□　機能訓練
□　生活訓練　□　宿泊型自立訓練　□　就労継続支援Ｂ型　）

認定年月日　　年　月　日

（第７号様式）

年度医療支援加算該当者変更申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名
事業所番号

年　月　日付けで認定された医療支援加算が算定できる利用者について、変更がありましたので川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第７条第１項の規定に基づき、次のとおり申請します。

１　対象となるサービス種類
□　生活介護　　□　施設入所支援　　□　機能訓練

２　加算該当者
・　別紙「該当者名簿」のとおり

３　添付書類（追加される該当者について添付すること）
・　医師の指示書または診療情報提供書
※　主治医から医療的ケアの必要性、指示内容、頻度を記入してもらうこと

（第８号様式）

年度支援体制加算該当施設変更申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名
施 設 名
事業所番号

年　月　日付けで認定された支援体制加算が算定できる体制について、変更がありましたので川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第７条第２項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1　健康管理加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 類型　（ □ Ⅰ型　□ Ⅰ型（常勤的非常勤※）　□ Ⅱ型 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 施設入所支援　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

※　常勤的非常勤とは、１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

2　栄養管理加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

3　食事指導加算
- 対象有無　（ □ 有　□ 無 ）
- 対象サービス　（ □ 生活介護　□ 短期入所　□ 施設入所支援　□ 機能訓練　□ 生活訓練　□ 宿泊型自立訓練　□ 就労継続支援Ｂ型 ）

4　加算にかかる人員の内訳（１事業所で複数サービスが対象の場合は合計人数を記入すること）

		看護師		栄養士		生活支援員（食事中）	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常　勤（人）						
	非常勤（人）						
常勤換算後の人数（人）							

5　添付書類
- 勤務形態一覧（サービス種類ごと）
- 看護師、栄養士の資格証（写し）

（第９号様式）

第　　号
年　月　　日

年度医療支援加算該当者変更認定通知書

住　　所
法 人 名
代表者名　　様
施 設 名
事業所番号

川崎市長　　印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第８条第１項に基づき、医療支援加算が算定できる利用者は別紙のとおりであると変更認定します。

変更認定年月日　　年　　月　　日

（第 10 号様式）

第　　号
年　月　　日

年度支援体制加算該当施設変更認定通知書

住　　所
法 人 名
代表者名　　様
施 設 名
事業所番号

川崎市長　　印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第８条第２項に基づき、体制支援加算が算定できる体制を整えていると認定します。

１　健康管理加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　類型　（　□　Ⅰ型　□　Ⅰ型（常勤的非常勤※）　□　Ⅱ型　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　施設入所支援　□　機能訓練　□　生活訓練
□　宿泊型自立訓練　□　就労継続支援Ｂ型　）

※　常勤的非常勤とは、１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

２　栄養管理加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　機能訓練　□　生活訓練　□　宿泊型自立訓練
□　就労継続支援Ｂ型　）

３　食事指導加算
・　対象有無　（　□　有　□　無　）
・　対象サービス　（　□　生活介護　□　短期入所　□　施設入所支援　□　機能訓練
□　生活訓練　□　宿泊型自立訓練　□　就労継続支援Ｂ型　）

変更認定年月日　　年　　月　　日